

寒川町老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 9 号

寒川町老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

寒川町老人福祉法施行細則(平成 5 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 4 項中「額とする」の次に「この場合において、扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項の規定

別表第 2 備考第 4 項第 3 号中「第 12 条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条、第 81 条並びに第 82 条第 1 項」を加える。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。